

さいたま市学校給食費相当給付金について

令和8年4月からさいたま市立小学校及び特別支援学校の小学部における学校給食費無償化に伴い、やむを得ず恒常的に学校給食の全部又は一部（牛乳のみ・牛乳以外）の提供を停止している在籍児童の保護者に対して、学校給食費相当の給付金を交付します。《**毎年度申請が必要です。**》

1 対象者（令和8年度）

さいたま市立小学校及び特別支援学校の小学部在籍児童の保護者で、対象期間に以下の項目全てに該当する場合に対象となります。なお、生活保護受給中（教育扶助を受けている場合）の児童の保護者は除きます。

【対象期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの学校給食実施日】

- ① やむを得ず恒常的に学校給食の全部又は一部（牛乳のみ・牛乳以外）の提供を停止している者（食物アレルギーや不登校等により原則連続6日以上学校給食の停止を学校に申し出ている方及びいづれも学園小学部に在籍の方が対象です。ただし、実質的にインターナショナルスクールに通う児童は対象外です。）
- ② 他から学校給食に相当するものの全部又は一部に関する給付等を受けていない者（学校給食停止分の昼食代について、各種支援制度により全部又は一部自己負担が無い場合は対象外です。）

2 給付金の額（令和8年度）

下表の一食あたりの額に、年度内の学校給食実施日に停止した回数を乗じた額を給付します。

校種	学校給食停止	牛乳のみ停止	牛乳以外停止	上限年間回数
小学校	333円	68円	265円	1年：177回 2～6年：182回
特別支援学校 小学部	387円	68円	319円	1年：172回 2～6年：177回

3 申請・交付の流れ

申請

申請方法：電子申請「オンライン市役所さいたま」又は書面申請※

★申請者名義の口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカード等）が必要です。

※書面で申請する場合は、学校から用紙を受け取ってください。

提出方法は、在籍学校又はおいしい給食サポート課へ、持参又は郵送 《申請はこちら》



申請期限：初回 令和8年7月21日（火）／以降随時受付
最終 令和9年2月22日（月）

決定

申請書類を市が審査し、決定通知書を自宅へ送付します。

初回：令和8年10月末頃（予定）／随時：申請月から約2～3カ月後（予定）

交付

交付一週間前までに、額確定通知書を自宅へ送付します。

1回目（1学期分）：令和8年10月末以降（決定通知書にてお知らせいたします）

2回目（2・3学期分※）：令和9年4月末（予定）

※随時受付分で、1学期に停止がある場合は、2回目に合算して交付します。

★本給付金は、税法上の「雑所得」に該当します。★

《お問い合わせ先》

さいたま市教育委員会事務局 学校教育部 おいしい給食サポート課 給食会計係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 第二別館1階

TEL：048-829-1591 FAX：048-829-1990

さいたま市 学校給食費相当給付金

検索

◎下記 URL 及び右記二次元コードから問い合わせできます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/002/014/004/p130379.html>

